

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第38号	
事故等名	衝突（棧橋）	
発生日時	平成24年2月20日（月） 06時10分ごろ	
発生場所	広島県尾道市生口港赤崎棧橋南東角 尾道市所在の土生港島前防波堤灯台から真方位288° 1.15海里付近 （概位 北緯34° 17.9′ 東経133° 09.0′）	
事故等調査の経過	平成24年3月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>旅客フェリー 第三いんのしま、99トン 131086、三光汽船株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報</p> <p>船長、三級海技士（航海）</p> <p>死傷者等</p> <p>なし</p> <p>損傷</p> <p>本船 左舷船首外板に擦過傷 棧橋 なし</p>	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、出港準備のため、空船で生口港赤崎棧橋を左舷着けの状態から離棧し、同棧橋に船首着けしようとして着棧作業中、船長が減速したものの、平成24年2月20日06時10分ごろ、左舷船首部が、棧橋の南東角に約0.5ノット（kn）の速力で衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 南流約1.5kn</p> <p>日出時刻：06時47分</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、生口港赤崎棧橋に着棧作業中、船長が、減速操作を適切に行わなかったことから、行きあしを制御できず、左舷船首部が棧橋の南東角に衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、生口港赤崎棧橋に着棧作業中、船長が、減速操作を適切に行わなかったため、行きあしを制御できず、左舷船首部が棧橋の南東角に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着棧の際は、十分に減速して慎重な操船に努めること。 	